

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま 四季だより 第42号



消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649
HP <https://www.cnw-wakayama.jp>



発行：消費者ネットワークわかやま

2022年度第1回公開学習会を開催しました！

寸劇で楽しく学ぼう

知っておきたい消費者契約法

2022年10月8日（土）14時00分から、わかやま市民生協E*KAOホールで、第1回公開学習会を開催しました。講師に弁護士の岡正人さんをお迎えし、寸劇は劇団でんでん（NPO法人消費者サポートネット和歌山）の皆さんが熱演してくださいました。参加人数は大人29人、子ども3人、オンラインで9人の参加がありました。

最初に岡弁護士から、消費者契約法についての説明がありました。寸劇の第1幕は結婚式の解約トラブルについて、第2幕は開運商法のトラブルについてでした。岡弁護士から2つの事例について、よりわかりやすい解説がありました。

～参加者感想～

- ・消費者契約法について知っているつもりでしたが、勉強になりました。
- ・寸劇がとても面白くて、文字通り楽しく学習出来ました。
- ・毎年参加しています。そのおかげで防げた被害がありました。



啓発講座を開催しました！

知っておきたい！成年年齢引き下げと消費者トラブル

2022年11月23日（水）黒田尚男氏（NPO法人消費者サポートネット和歌山）を講師に招き、啓発講座を開催しました。今回は田辺市をメイン会場とし、紀の川市にオンライン会場を設けて開催しました。田辺会場、紀の川会場、オンラインの参加人数は延べ30人でした。

「契約」とは法的拘束力のあるものという事を理解し、自分が「騙されるかもしれない」ということを念頭に置いておくことが大切です。社会経験の少ない若者たちを守り、教えていくことが私たち大人の役割です。また家族や友人達と、相談ができる関係を築いておくことが、トラブルを未然に防ぐことにつながります。



困ったときには消費者ホットライン「188」まで。



☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 23 団体(その内、特定適格消費者団体 4 団体)が活動しています。

◎《速報》 家賃債務保証会社フォーシーズ(株)に対する差止訴訟の最高裁判決が12/12(月)言い渡されました。

家賃債務保証業者のフォーシーズ株式会社が、消費者である賃借人や個人の連帯保証人との間で締結する保証委託等の消費者契約の条項に、消費者契約法により無効とされるべきものが使用されているとして、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KC's)が、消費者契約法12条3項に基づき、その使用の差止等を求めた事件で、最高裁第一小法廷(堺徹裁判長)は、12月12日、フォーシーズに、契約の差止めや契約書ひな形の廃棄を命じる判決を言い渡しました。



問題となった契約条項は、①賃料3か月分以上の滞納があったときは、フォーシーズが、無催告にて、原賃貸借契約を解除できるとする条項、②賃料等の支払を2か月以上怠るなど所定の4要件を満たすときは、フォーシーズが、建物の明渡があったものとみなすことができるとする条項の2つです。いずれも著しく不当であるなどとして、消費者契約法10条に該当するとの判断が下されました。

最高裁の判断は、フォーシーズのみならず、他の家賃債務保証業者においても、保証委託契約の不当な条項の改善を迫る内容になっており、家賃債務保証業のあり方を見直すことにつながるものといえます。

詳細はHPを参照ください

http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001224



若者を狙った手口の傾向と対策は？ 悪質商法に注意しましょう

若者を狙った悪質業者は、あの手この手で近づいてきて、高額の商品を売りつけようとします。その手口を知っておき、対処方法を身につけておきましょう。

Case-1 スカウト商法



街でスカウトされて芸能人になった人も実際にいますが、登録料を請求したり、高い受講料の養成スクールに通わせることが目的の場合もあるので、注意が必要です。

対策

- まずは相手の名刺をもらって帰り、家族などに相談しましょう。
- 「今、決めてください」などと言われても、即答したり、個人情報をお教えたりしないようにしましょう。

Case-2 アポイントメントセールス(デート商法)



販売の目的を隠して電話やメールで店舗などに呼び出し、契約をせまる商法があります。デートのつもりで行ったのに、高額商品を買わされるというケースもあるので気をつけましょう。

対策

- アクセサリーや絵画、着物、毛皮などの高額な商品が多いので、そのような話が出たら注意しましょう。
- 万が一契約してしまった場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。

Case-3 マルチ商法



「友達や後輩を紹介すれば、毎月マージンが入る」などと勧誘し、商品やサービスを契約させ、次々に加入者を増やしていく商法です。勧誘時の成功話と違って、売れない商品を抱え込んだり、勧誘した人とのトラブルにつながる可能性があります。

対策

- 「会員になって」「紹介すれば」などの言葉が出たら、マルチ商法の可能性が高いので気をつけましょう。
- 親しい人からの誘いなど、断りにくい場合もありますが、きちんと意思表示をしましょう。

Case-4 開運商法



「開運プレスレット」などの購入をきっかけに、次々に開運グッズを売りつけたり、祈祷サービスを勧誘する手口です。「効果がなければ連絡を」と書いてあるので連絡をすると、「悪い霊がついている」などと不安をあおられ、新たな商品を勧誘される被害が多数出ています。

対策

- 「運気が上がった!」などの不確定な事柄についての体験談などは真に受けないようにしましょう。
- 不安をあおる勧誘を受けたり、借金をしてでも支払うように脅された場合は、消費者ホットライン **188** (いちゃ) などを利用して相談しましょう。

第2回公開学習会を開催します。

日時：2023年3月11日（土） 13：30～
場所：和歌山城ホール 会議室

第13回総会を開催します

日時：2023年4月22日（土）
場所：和歌山ビッグ愛 8階

第1部：総会
第2部：記念落語会

参加
無料

詳細についてはHPにてご案内します。



第12回総会の様子

～消費者ネットワークわかやまに加入しましょう～

新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報（四季だより）、ホットな消費者見守りニュース（消費者被害防止の啓発チラシ）をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)

申込日： 年 月 日

団体名または個人名

☎： _____ メール _____

年会費 _____ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名： ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026

お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL：073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>

困ったときには消費者ホットライン「^{いやや}188」

